

平成 25 年 8 月 8 日

健康・医療戦略推進本部運営要領（案）

健康・医療戦略推進本部（以下「本部」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによる。

1. 内閣官房副長官（衆、参）は、本部に出席するものとする。
2. 本部において配布された資料は、原則として、公表する。
3. 本部終了後、原則として、本部長の指名する者が記者会見を行い、議事内容を説明するものとする。
4. 本部の議事要旨を公表する。ただし、本部長が特に必要と認めるときは、議事要旨の全部又は一部を公表しないものとすることができる。
5. この運営要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部で決定する。